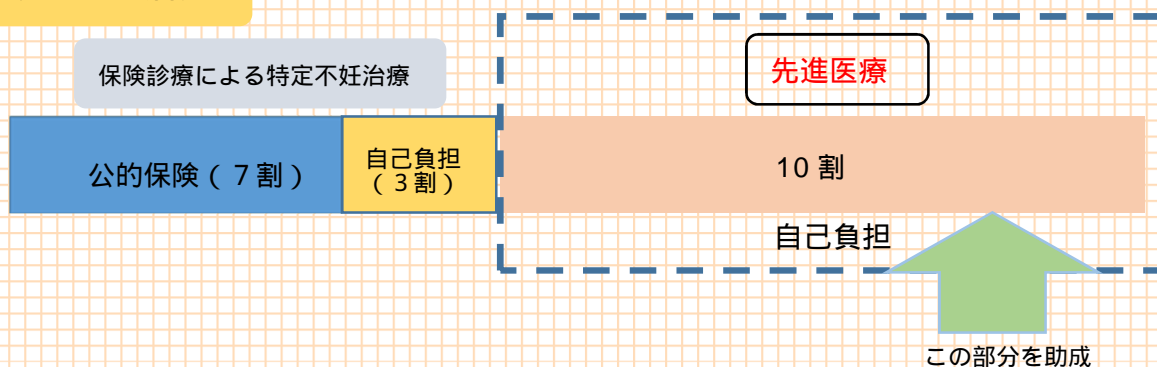


千歳市不妊治療費（先進医療）等助成事業のご案内

千歳市では不妊治療における経済的負担を軽減するため、保険適用された治療と併用して実施される保険適用外の「先進医療」にかかる費用と交通費の一部を助成します。

対象となる治療



令和5年4月1日以降に治療を開始したものが対象となります

対象者	先進治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次のすべての要件に該当する方 申請日に夫婦のいずれかが千歳市に住民票がある方 婚姻をしている夫婦。または事実婚関係にある方
助成対象治療	裏面をご覧ください。
助成回数	<女性> 39歳以下 1子ごとに6回まで 40～42歳以下 1子ごとに3回まで 1回の治療とは、治療開始から妊娠確認等に至るまでの診療過程のこと。 ただし、医師の判断等に基づき、治療計画を中止した場合も含む。
助成上限額	先進医療にかかった自己負担額の10分の7とし、3万5千円を上限に助成
交通費助成	・自宅から医療機関までの距離に対して設定された補助基準額に3分の2をかけた額（上限あり）。1回の治療（検査等も含む）に対して5回まで助成。 自宅と医療機関との距離が片道25kmを超える場合に助成します。 距離区分は自宅から医療機関までの距離。GoogleMapなどで計測
必要書類	裏面をご覧ください。

【問合せ先】

千歳市保健福祉部母子保健課母子保健係
(0123) 24 - 0771 (直通)

対象となる治療

先進医療として厚生労働省が告示している不妊治療

1. ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 (PICSI)	6. 子宮内膜スクラッチ	11. マイクロ流体技術を用いた精子選別
2. タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	7. 強拡大顕微鏡による形態良好精子の選別 (IMSI)	12. 反復着床不全に対する投薬 (タクロリムス)
3. 子宮内細菌叢検査 (EMMA/ALICE)	8. 子宮内フローラ検査	13. 着床前胚異数性検査 (PGT-A)
4. 子宮内膜刺激法 (SEET 法)	9. 子宮内膜受容期検査 (ERPeak)	
5. 子宮内膜受容能検査 (ERA)	10. 二段階胚移植法	



令和5年8月1日現在の情報であり、今後追加される場合がありますので、厚生労働省ホームページ（厚生労働大臣の定める不妊治療に関する先進医療）で確認してください

申請に必要な書類

次の書類をそろえて、総合保健センター(母子保健課母子保健係)へ申請してください。

千歳市不妊治療費（先進医療）助成申請書

千歳市不妊治療（先進医療）助成受診証明書（先進医療を実施した指定医療機関で発行）

対象となる治療費の領収書

印鑑

振込口座の通帳またはキャッシュカード

住民票（夫または妻が市内に居住していることを確認するための書類）

発行日から3か月以内のもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

2回目以降の申請で、前回提出した住民票が3か月以内で変更のない場合は省略できます。

戸籍謄本（住民票で夫婦関係が証明できないとき）

発行日から3か月以内のもの

< 申請期限 >

治療が終了した年度の3月31日まで

（期限内に申請できない場合は事前にお問い合わせください）

